

【法人県民税の超過課税（第8期分）】

1 今回延長する超過課税の内容

- (1) 税 率：法人税額の0.8%（標準税率：5.0%）（現行どおり）
- (2) 期 間：平成21年10月1日～平成26年9月30日までに開始する事業年度分
- (3) 対象法人：資本金または出資金額が1億円を超え、または、法人税額が年15百万円を超える全法人
- (4) 税収見込：95億円程度

2 活用事業

(1) 活用の考え方

勤労者の仕事と生活の調和を実現し、多様な働き方、生き方や健康で豊かな生活環境の確保が可能となる社会づくりを進めるため、「勤労者の労働環境向上」、「子育てと仕事の両立」、「子育て世帯への支援」に活用する。

(2) 主な事業

区 分	金 額	実施時期	事 業 内 容
勤労者の労働環境向上	24億円程度		
労働環境対策事業	(2億円)	第7期分からの継続実施(拡大)	地域の商工会、商工会議所等が勤労者の福祉の向上に共同で取り組む事業を支援
ひょうご仕事と生活センター(仮称)事業	(6億円)	平成21年度(先行実施)	「仕事と生活のバランス」を全県的に推進するための取組拠点を設置し、各種支援策を実施
育児休業代替助成事業	(12億円)	平成22年度	育児休業取得者の代替要員確保に係る賃金の一部を助成
勤労者協同健康施設等整備事業	(4億円)	平成22年度	身近な地域における健康づくり実践のための環境整備を行う事業協同組合等を支援
子育てと仕事の両立支援	57億円程度		
事業所内保育施設整備推進事業	(8億円)	第7期分からの継続実施(拡大)	事業所内等に保育施設を設置する事業主等に対し、設置費を支援
駅前等分園保育推進事業	(15億円)	平成22年度	保育需要の高い駅周辺での認可保育所分園を設置する法人等に対し、設置費を支援
多子世帯保育料軽減事業	(10億円)	第7期分からの継続実施	第3子以降が利用する、幼稚園、保育所等の利用者負担の一部を支援
乳幼児子育て応援事業	(22億円)	第7期分からの継続実施(拡大)	私立保育園及び幼稚園の人的・物的資源を活用して行う体験幼児教育等を支援
認定子ども園整備等促進事業	(2億円)	平成22年度	認定子ども園(保育所型、幼稚園型)の認定を受けるために、必要な施設の新設、拡充に係る経費を支援
子育て世帯への支援	24億円程度		
妊婦健康診査費助成事業	(14億円)	平成21年度(先行実施)	市町が行う妊婦健康診査の国拡充分の早期実施に向け、従来の5回分及び拡充後の6回～14回分のそれぞれについて助成
子ども医療費助成制度の創設	(10億円)	平成22年度	子育て世代が安心して子育てできるよう精神的・経済的負担の大きい入院医療費の一部を支援(対象：小学4年生～中学3年生)
合計	105億円程度		

※事業への充当額については、今後の税収動向により調整する必要がある

3 基金条例の改正

勤労者総合福祉施設運営基金を勤労者総合福祉基金に改正する。

(勤労者総合福祉施設整備基金を廃止し、勤労者総合福祉基金に統合)